

【第2部】

第2部では、「一緒に考えよう！消費者被害のない富里市」をテーマに、地域で活躍する次の方がパネリストとして登壇。

それぞれの活動内容とその中で実際にあった消費者被害の報告、消費者被害をなくすためにどのような活動をすべきか、議論しました。

富里市社会福祉協議会介護ヘルパー 永堀清子さん

支援している障害がある人の中には、自分の名前が書けるだけで契約させられた消費者被害の事例があります。

また、認知症の高齢者は「知らない・わからない」ことを隠したがる傾向があるため、被害が表に出てこないケースが多くあります。

社会福祉協議会では「心配ごと相談」を実施していますので、何かあったらまず相談してほしいです。

市消費生活相談員 脇田みどりさん

病気と同じで消費者トラブルも早期発見、早期解決が大事。予防という意味で、消費者教育を強化しないとダメです。

また、市内で多くの消費者トラブルが発生している中で、本来救済されるべき人が埋もれていることは大きな問題です。

そのためには、相談の掘り起こしや相談体制の充実など、消費生活センターの体制の強化が重要です。

市区長会長 高澤忠彦さん

自治会の加入世帯割合は、全世帯の6割弱。回覧板での消費者啓発では、情報を得られない市民が非常に多いことを把握すべきです。

また、消費者トラブルの防止には、行政・市民・地縁社会それぞれが連携して取り組む「協働のまちづくり」の推進が必要です。

今後は、行政が動きやすく消費者被害を防止するための条例の制定を望みます。

市民生委員・児童委員協議会長 宮川朱実さん

独居高齢者に対する見守りが必要です。家族が毎日電話をして安否確認するなど、お金をかけずにできることもあるので、各家庭でぜひ実践してほしいです。

また、広報や回覧板だけでなく、防災・防犯メールや防災無線を活用した消費者トラブル情報の提供を望みます。

市教育委員長 河田厚子さん

現在、教育委員会と消費生活センターで連携し、小学校高学年、中学生の保護者向けに携帯電話への注意喚起リーフレットを作成しています。

今後はさらに連携を図り、情報交換しながら児童・生徒が消費者トラブルに遭わないように啓発していきます。